

令和7年度寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（空き家バンク利活用リフォーム）

空き家利活用による移住推進を図るため、本市の空き家バンクを利用して空き家を購入又は賃貸借し改修工事を行う者に対し、改修工事費用の一部を補助します。

1. 対象者

次の①から②のいずれかに該当する方が対象者となります。

- ① 自ら居住する住宅として、空き家バンクを利用し、空き家を購入又は賃借し、改修する者
- ② 空き家バンクを利用した移住世帯に対し空き家を賃貸し、改修する当該空き家の所有者

ただし、①から②に該当する方であっても、今年度により実施する住宅に関わる補助金等の交付を受けたことがある方や、賃貸借の場合は当事者間において相続関係にある方は対象者となりません。

2. 対象工事

次の①から②のいずれかに該当する工事が対象工事となります。

- ① 台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りの改修工事
- ② 内装、屋根、外壁等の改修工事

ただし、空き家を賃貸した者が対象工事を実施しようとする場合には、当該空き家所有者の承諾が必要です。また、過去に寒河江市住宅建築推進事業補助金及び寒河江市移住推進空き家利活用支援事業補助金を充てた空き家に係る工事は対象となりません。

3. 補助金の額

空き家を購入又は賃借し、改修する方

該当区分		空き家の購入	空き家の賃借
若者世帯 新婚世帯	左記の世帯区分のうち すべて該当	対象経費の2/3 (上限40万円)	対象経費の1/2 (上限30万円)
	左記の世帯区分のうち 2つ該当	対象経費の1/2 (上限30万円)	対象経費の1/3 (上限20万円)
県外からの 移住世帯	左記の世帯区分のうち 1つ該当	対象経費の1/3 (上限20万円)	対象経費の1/4 (上限15万円)
	左記の世帯区分のうち 該当なし	対象経費の1/4 (上限15万円)	対象経費の1/6 (上限10万円)

空き家を賃貸し、改修する当該空き家の所有者

該当区分		空き家の賃貸
若者世帯 新婚世帯	左記の世帯区分のうち すべて該当	対象経費の1/2 (上限30万円)
	左記の世帯区分のうち 2つ該当	対象経費の1/3 (上限20万円)
県外からの 移住世帯	左記の世帯区分のうち 1つ該当	対象経費の1/4 (上限15万円)
	左記の世帯区分のうち 該当なし	対象経費の1/6 (上限10万円)

○若者世帯…申請時において世帯主又はその配偶者が40歳未満である世帯。

○新婚世帯…空き家に係る購入又は賃貸借の契約を締結した日が婚姻した日から1年以内である世帯。

○県外からの移住世帯…令和6年4月1日以降に県外の市区町村から本市に住民票を異動した者を含む世帯（同日以降に県外の市区町村から県内の他の市町村に住民票を異動した後、本市に住民票を異動した者を含む。）

4. 確認事項

※市からの補助金交付決定前に工事請負契約及び着工を行った場合は補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

※工事完了の日から1ヶ月を経過した日または令和8年2月10日のいずれか早い日まで工事完了報告書を提出できる工事であること。

※予算額に達し次第、受付を終了します。

※市税等の滞納がないこと。

【お問い合わせ先】

寒河江市建設管理課建築住宅係

TEL 0237-85-1627